

平成30年度補助基準及び補助限度額（年額）

世帯の階層区分		補助対象経費	補助限度額（町要綱 表1）			補助限度額（町要綱 表2）		
			第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯	入園料・保育料の合計額	308,000円			-		
2	市町村民税非課税世帯		272,000円	308,000円		308,000円		
	市町村民税所得割非課税世帯							
3	市町村民税所得割 77,100円以下の世帯		187,200円	247,000円	308,000円	272,000円	308,000円	
4	市町村民税所得割 211,000円以下の世帯		62,000円	185,000円	308,000円	-		
5	上記区分以外の世帯	-	154,000円	308,000円	-			

注 1 補助対象の経費は、入園料・保育料の合算額とする。

2 補助限度額は、階層区分に応じて表1を適用する。

3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

4 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

5 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主催者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。

6 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は次の算定により減額して適用する。

7 第3階層以下の世帯については、保護者と生計を一にする者を対象とする。

8 第4階層の世帯については、小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者（第2子）を対象とする。

9 第5階層の世帯については、小学生1年生から3年生の兄・姉を有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の

注8以外の園児又は小学校1年生から3年生に兄・姉を2人以上有している園児（第3子以降）を対象とする。

10 ひとり親世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯（生活保護法に定める要保護世帯者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子どもについては、階層区分に応じ、表2の補助限度額を適用する。